

## 船舶インシデント調査報告書

令和5年10月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和5年2月4日 13時05分ごろ
発生場所	徳島県阿南市蒲生田岬東方沖 蒲生田岬灯台から真方位080° 1.5海里付近 (概位 北緯33°50.3′ 東経134°46.7′)
インシデントの概要	プレジャーボートのりまさ号は、航行中、主機が停止して運転できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年3月9日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート のりまさ号、5トン未満（長さ7.16m） 280-23657徳島、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力36.78kW、回転数 毎分3,500、4気筒、ボア78mm、使用燃料軽油、機関製造年 月日不詳、昭和63年7月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、釣りの目的で航行中、主機の警報が鳴動した後、主機が停止した。</p> <p>船長は、主機の始動を試みたが始動しなかったため、航行不能と判断し、118番通報して救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇により阿南市橘港へえい航された。</p> <p>船長は、本インシデント後に主機を点検した結果、冷却海水ポンプのゴム製インペラが破損していて、主機に冷却海水が十分に供給されず、冷却清水温度が上昇して主機が停止したことを確認した。</p> <p>船長は、本船の主機を定期的に点検していたが、1年に10回程度しか出航していなかったため、冷却海水ポンプのインペラを5年前から交換しておらず、そろそろ交換しようと思っていた。</p> <p>機関製造業者の定期点検表によれば、本船の主機冷却海水ポンプのインペラは、5～6か月ごとの点検及び1年ごとの交換が推奨されていた。</p>
分析	本船は、主機冷却海水ポンプのゴム製インペラが5年前から交換されていない状態で航行中、インペラが経年劣化により破損したことから、冷却海水が十分に供給されない状態で主機の運転が続けられ、冷

	却清水温度が上昇して主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
<b>原因</b>	本インシデントは、本船が、主機冷却海水ポンプのゴム製インペラが5年前から交換されていない状態で航行中、インペラが経年劣化により破損したため、冷却海水が十分に供給されない状態で主機の運転が続けられ、冷却清水温度が上昇したことにより発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、機関の冷却海水ポンプのインペラを定期点検表の推奨に従って点検及び交換すること。